

川越市手数料条例施行規則の一部改正(案)の概要について

令和5年6月
財政部市民税課

1 改正の趣旨

令和5年9月(予定)より、コンビニエンスストアに設置されている多機能端末機から課税・所得・非課税証明書の交付を開始することに伴い、市の窓口と多機能端末機での交付の取扱いを統一しようとするものです。

2 改正の内容

川越市手数料条例施行規則第3条第1項第1号の「3年度分」を以下のよう
に「1年度分」に改正するものです。

(条例第3条第1項第4号から第6号まで及び第2項第2号の規則で定める単位)

第3条 条例第3条第1項第4号の規則で定める単位は、次の各号に掲げる証明の区分に応じ、当該各号に定める単位とする。

前条第1項第1号及び第2号の証明 一納税義務者につき1年度分
まで

及び 略

2～4 略

3 施行期日

令和5年9月1日としようとするものです。

4 効果

課税又は所得に関する証明書を交付する事務の適正な運用を図ることができます。